

年金 2 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (5) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(28点)

(1) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）に関する以下の記述について、正しい場合には○を、正しくない場合には×と正しい内容を記載しなさい。

- ア 厚生年金基金財政運営基準において、基本的な考え方として、「適正な年金数理に基づく主体的な財政運営」「毎事業年度の財政検証」「指定年金数理人による確認」の3つがあげられている。
- イ 年金経理の損益計算書における「拠出金」とは、企業年金連合会の通算企業年金事業のための拠出金を指す。
- ウ 予算に用いる基礎数値をもとに算定する特例掛金では、当該年度に係る特例掛金の総額が、特例掛金を徴収しなかったとした場合に生ずると見込まれる年金経理の当年度不足金の額を原則として超えないものとする必要がある。
- エ 基金の監事制度は、専門的、技術的な基金の事業が長期にわたり健全に継続される必要上、自己監査機関として特に設けられたものであり、監事は、代議員会において、設立事業所の事業主において選定した代議員のうちから1人が選挙される。
- オ 基金の解散の方針を代議員会（特段の事情がある場合には理事会）において議決した場合であって、解散理由に関する基準を満たすことが見込まれるときには、中途脱退者に係る企業年金連合会への支給義務の移転を停止する規約変更ができる。ただし、加算型の基金においては、選択一時金の支給の停止を行っている場合に限る。

- (2) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）における厚生労働大臣に提出する財政決算時の書類について、次の①～⑤を適切な語句で埋めなさい。

(厚生年金基金規則第 4 7 条)

基金は、基金令第 3 9 条第 1 項の規定により貸借対照表、損益計算書及び〔 ① 〕を厚生労働大臣に提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 〔 ② 〕の額及び〔 ③ 〕の明細を示した書類
- 二 〔 ④ 〕の額の計算の明細を示した書類
- 三 未収掛金及び未収徴収金の明細を示した書類
- 四 〔 ⑤ 〕において決算上生じた剰余金又は不足金の処理の方法を示した書類

- (3) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の解散時の残余財産の分配方法について、次の①～⑤を適切な語句で埋めなさい。

(厚生年金基金設立認可基準取扱要領 第 5 解散及び清算に関する事項)

一 厚生年金基金設立認可基準の第 7 の 1 でいう残余財産の分配方法は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める方法であること。

ア 残余財産の額が、基金令第 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する額（以下「〔 ① 〕に相当する額」という。）を下回らない場合

〔 ① 〕に相当する額を法第 1 4 7 条第 4 項に規定する者に分配し、残余財産の額から〔 ① 〕に相当する額を控除した額を基金の規約に定める〔 ② 〕な基準により分配する方法。

イ 残余財産の額が、〔 ① 〕に相当する額を下回る場合

残余財産を法第 1 4 7 条第 4 項に規定する者に係る〔 ① 〕に相当する額で按分した額を分配する方法。ただし、解散日における年金受給者および受給待期脱退者にかかる〔 ① 〕に相当する額、並びに加人員の〔 ① 〕に相当する額のうち、〔 ③ 〕に基づいて行われる給付であって解散日までに発生しているとみなすことが合理的である〔 ④ 〕（「厚生年金基金令第 3 9 条の 3 第 3 項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件（平成 9 年厚生省告示第 8 3 号）」に示す予定利率と予定死亡率を用いて算定したもの。）については優先的に分配できること。

二 前記一の〔 ① 〕に相当する額の算定に必要となる〔 ⑤ 〕が規約に定められていること。

三 (略)

(4) 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の財政計算において、厚生年金基金財政運営基準により定められている基準日の設定方法について、次の①～⑤の「財政計算を行うべき場合」のそれぞれについて正しいものを選択肢（A）～（P）の中から選び記号で答えなさい。なお、選択肢は重複使用可とする。

- ① 基金を設立しようとする場合
- ② 設立後 5 年を経過する基金が、給付の支給義務に関する権利義務の移転又は承継の認可申請を行う場合
- ③ 財政検証の基準日において、純資産額が最低責任準備金の 105%を下回った場合（実施中の回復計画や健全化計画はないものとする）
- ④ 加入員数が直前の財政再計算の基準日から 20%以上変動した場合
- ⑤ 給与規程を変更する場合

【選択肢】

- (A) 認可申請日前 6 ヶ月以内の任意の日
- (B) 認可申請日前 1 年以内の任意の日
- (C) 認可申請日前 1 年以内（当該認可申請日の属する月が 4 月から 9 月である場合には認可申請日前 1 年 6 ヶ月以内）の任意の日
- (D) 認可申請日の属する事業年度の末日
- (E) 認可申請日の属する事業年度の前事業年度の末日
- (F) 認可申請日の属する事業年度の前々事業年度の末日
- (G) 認可申請日の属する事業年度（当該認可申請日の属する月が 4 月から 9 月である場合には前事業年度）の末日
- (H) 認可申請日の属する事業年度の前事業年度（当該認可申請日の属する月が 4 月から 9 月である場合には前々事業年度）の末日
- (I) 認可申請日前 1 年以内の任意の日または認可申請日の属する事業年度の前事業年度の末日
- (J) 認可申請日前 1 年以内の任意の日または認可申請日の属する事業年度の前々事業年度の末日
- (K) 財政計算を行おうとする任意の日
- (L) 該当した日
- (M) 該当した日の前日
- (N) 該当した月の末日
- (O) 該当した事業年度の末日
- (P) 該当した事業年度の前事業年度の末日

- (5) 次は、厚生労働省が公表している平成 21 年財政検証結果レポートの一部抜粋である。空欄に当てはまる最も適切なものを選択肢 (A) ~ (W) の中から選び記号で答えなさい。

公的年金制度は、従来は 5 年に一度、財政再計算を行い、その際に少子化等の様々な社会経済情勢の変動を前提としつつ、現行の給付水準を維持するとした場合に必要な負担の水準の見通しを作成し、この財政再計算に併せて所要の制度改正を行ってきた。

このような仕組みの下では、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなってきたため、財政再計算のたびに給付と負担の関係の見直しが必要であった。また将来の保険料 (率) の水準については、基本的には段階的に引き上げていく見通しを示すにとどまり、法律上は当面 5 年間の負担水準を定めるのみであったことから、制度上 5 年に一度の [①] は不可欠なものとなっていた。

そこで、平成 16 年改正においては、給付と負担の見直しに当たっての基本的な考え方を「社会経済と調和した持続可能な公的年金制度を構築し、公的年金制度に対する信頼を確保すること」とし、以下のような仕組みを導入した。

- ・最終的な [②] を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本とする制度となった。これは、急速に進展する少子高齢化に対応するために負担の上昇が避けられない中、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかと不安が大きいことから、将来にわたっての [②] を法律に明記することによって固定したものである。
- ・国庫負担割合の引き上げについては、平成 16 年改正においてその引き上げの道筋が法律上明記されることとなり、その中で、法律の本則上では基礎年金の国庫負担割合を [③] とし、平成 16 年度から引き上げに着手して、平成 21 年度までに完全に [③] へと引き上げることとされた。
- ・ [②] と国庫負担を固定すると、年金給付はこの固定した財源の範囲で行われることとなるため、社会・経済情勢が今後変化していった場合には、 [④] の調整が必要となる。平成 16 年改正では、 [⑤] を調整することによって [④] を調整しつつ、少なくとも 5 年に一度行う [⑥] において将来の財政見通しを作成・検証することにより、 [④] 調整の終了時期を決定することとした。

この仕組みにより [④] は自動的に調整されることから、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない、社会・経済変動に強い、持続的な制度となっている。

④の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、④が際限なく下がっていくことは問題であり、一定の④を確保し、厚生年金の標準的な年金額の⑦の下限を 50%と定めたところである。

現在の平成 21 年度時点における⑦は 62.3%となっているが、この水準は⑧による自動調整により今後低下していき、今回の財政検証における基本ケースでは、平成 50 (2038) 年度に 50.1%となったところで調整を終了することとなり、それ以降、⑦ 50%を確保し、平成 117 (2105) 年度までのおおむね 100 年間における財政の均衡を確保できる見通しとなっている。

しかしながら、よりいっそう少子化が進行するなど、社会・経済状況が想定以上に悪化するような場合には、年金財政の均衡を保つよう④調整を行い続けるとすると、⑦が 50%を下回る見込みとなることもあり得る。

このような場合、5 年後までの間に⑦が 50%を下回る見込みとなった時点において、④調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされた。また併せてその際には、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずるものとしている。

【選択肢】

- | | | |
|--------------|---------------|-----------------|
| (A) 自動物価スライド | (B) マクロ経済スライド | (C) 賃金スライド |
| (D) 年金のスライド率 | (E) 給付減額割合 | (F) 世代間負担 |
| (G) 将来見通しの前提 | (H) 給付と負担の関係 | (I) 給付水準 |
| (J) 労働力率 | (K) 平均見込み年金額 | (L) 国民年金保険料の納付率 |
| (M) 所得代替率 | (N) 出生率 | (O) 保険料 (率) 水準 |
| (P) 財政検証 | (Q) 財政再計算 | (R) 数理レポートの作成 |
| (S) 法改正 | (T) 税財源 | (U) 2 分の 1 |
| (V) 3 分の 1 | (W) 3 分の 2 | |

問題 2. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕

(32点)

(1) 厚生年金保険法第 85 条の 2 に規定する責任準備金に相当する額（最低責任準備金）の算定方法に関する特例について、次の①、②の各問に答えなさい。

- ① 最低責任準備金の算定に用いる代行給付相当額の支給停止額の算定方法については 2 通りの方法が認められている。その算定方法について簡記しなさい。
- ② ①の算定方法について、それぞれの方法を採用した場合の財政運営上の影響および留意点を記載しなさい。

(2) 厚生年金保険法附則第 33 条の定めによる「特定基金」が、解散をしようとする場合に厚生労働大臣に対して申し出ることができる責任準備金相当額の減額および分割納付について、次の①~③の各問に答えなさい。

- ① 減額責任準備金相当額の算出方法について簡記しなさい。
- ② 特定基金が減額責任準備金相当額の適用を受けるために必要となる要件（業務の運営について相当の努力をし、かつ以後の事業の継続が困難であると見込まれる要件）として、厚生年金基金令第 64 条に定められている内容について簡記しなさい。
- ③ 責任準備金相当額の分割納付を行う際に、事業所間の負担の公平性の観点において留意すべき点について簡記しなさい。

(3) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う厚生年金基金（以下、「基金」という。）の掛金又は徴収金の免除の特例について、次の①、②の各問に答えなさい。

- ① 基金における掛金又は徴収金の免除の特例について、その内容を簡記しなさい。
- ② 基金が掛金又は徴収金を免除した場合の当該基金の年金財政への影響について説明しなさい。

- (4) 以下は、ある厚生年金基金（以下、「基金」という。）における平成 22 年度財政決算の非継続基準の財政検証にかかる諸数値である。これに関連し、次の①～③の各問に答えなさい。なお、解答にあたっては、平成 23 年 3 月末現在有効な法令通知に基づき解答すること。

平成22年度財政決算における諸数値

・ 固定資産	20,000 百万円	
・ 流動資産	2,000 百万円	
・ 支払備金	2,500 百万円	
・ 流動負債	3,500 百万円	
・ 最低責任準備金	18,200 百万円	
・ 最低積立基準額	22,000 百万円	
・ 固定資産の財政運営上の評価方式:時価方式		
・ 平成23年度における最低責任準備金の見込み額から 平成22年度の最低責任準備金を控除した額		162 百万円
・ 平成23年度における最低積立基準額の見込み額から 平成22年度の最低積立基準額を控除した額		54 百万円
・ 平成23年度における掛金の額		1,055 百万円
・ 最低責任準備金に対する純資産の比率 平成19年度:0.95、平成20年度:0.88、平成21年度:0.90		
・ 最低積立基準額に対する純資産の比率 平成19年度:0.80、平成20年度:0.73、平成21年度:0.75		

- ① この基金の平成 22 年度財政決算における最低積立基準額及び最低責任準備金の確保にかかる財政検証を行いなさい。解答にあたっては算出過程を示すこと。
- ② 平成 22 年度財政決算における最低積立基準額及び最低責任準備金の確保のための方法として、積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法を用いた場合の、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出することが可能な特例掛金の額の範囲を算出しなさい。なお、解答にあたっては、算出過程をあわせて示すこと。
- ③ 非継続基準抵触に伴う対応として、回復計画を策定する方法と積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法のそれぞれの方法を採用した場合の問題点について、記載しなさい。

【 第 II 部 】

問題 3. A、B いずれかを選択し解答しなさい。[解答は汎用の解答用紙に記入し、3 枚程度とすること]
(40 点)

A. 厚生年金、国民年金の給付と負担の関係について、次の問に答えなさい。

(問) 次の図表は、厚生労働省が公表している「世代ごとの給付と負担の関係について」である。

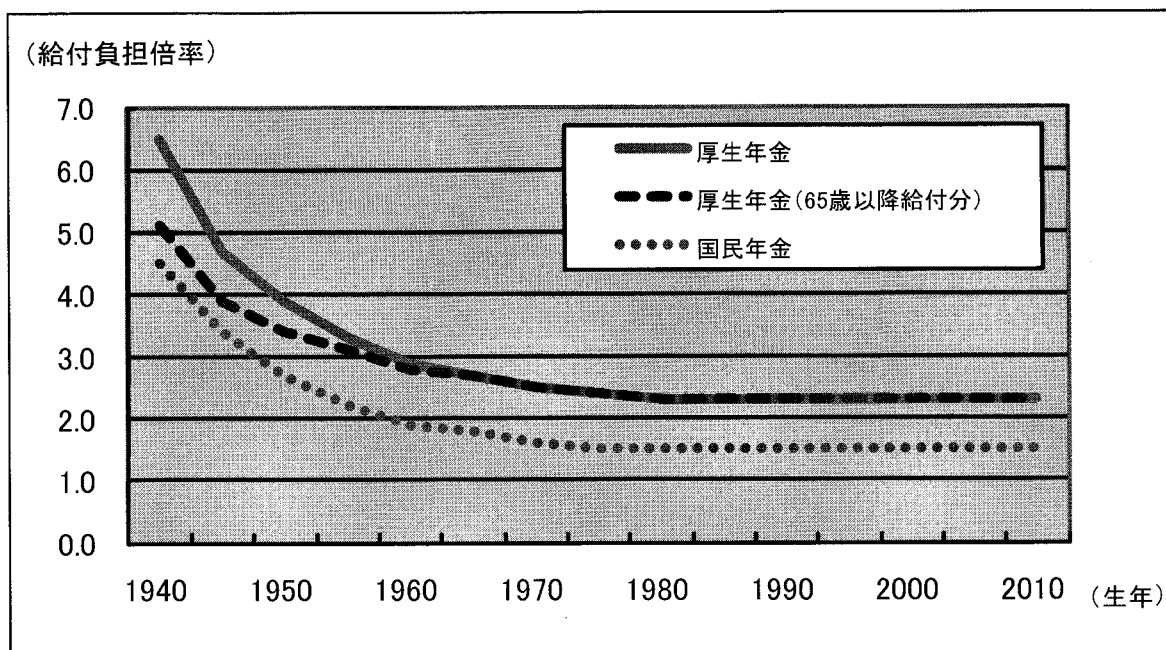
これを見て、どのようなことがわかるのか、その原因は何かを簡潔に記載するとともに、世代ごとの給付と負担の関係について所見を述べなさい。

世代ごとの給付と負担の関係について

平成22 (2010)年 における年齢 (生年)	厚生年金(基礎年金を含む)					国民年金		
	保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①
				年金給付額 ②'	倍 率 ②'/①			
70歳 (1940年生) [2005年度時点で換算]	万円 900 (900)	万円 5,500 (5,600)	6.5	万円 4,300 (4,400)	5.1	万円 300 (300)	万円 1,300 (1,400)	4.5
65歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,000 (1,000)	4,800 (4,800)	4.7	4,000 (4,000)	3.9	400 (400)	1,300 (1,300)	3.4
60歳 (1950年生) [2015年度時点で換算]	1,300 (1,200)	5,200 (4,700)	3.9	4,600 (4,200)	3.4	500 (500)	1,400 (1,300)	2.7
55歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,700 (1,500)	5,600 (4,900)	3.3	5,200 (4,500)	3.1	700 (600)	1,500 (1,300)	2.2
50歳 (1960年生) [2025年度時点で換算]	2,200 (1,800)	6,200 (5,100)	2.9	6,100 (5,000)	2.8	900 (700)	1,700 (1,400)	1.9
45歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,700 (2,100)	7,100 (5,600)	2.7	7,100 (5,600)	2.7	1,100 (800)	1,900 (1,500)	1.8
40歳 (1970年生) [2035年度時点で換算]	3,200 (2,400)	8,000 (5,900)	2.5	8,000 (5,900)	2.5	1,300 (1,000)	2,100 (1,500)	1.6
35歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	3,800 (2,700)	9,100 (6,400)	2.4	9,100 (6,400)	2.4	1,500 (1,100)	2,400 (1,700)	1.5
30歳 (1980年生) [2045年度時点で換算]	4,500 (3,000)	10,400 (7,000)	2.3	10,400 (7,000)	2.3	1,800 (1,200)	2,700 (1,800)	1.5
25歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	5,200 (3,300)	11,900 (7,600)	2.3	11,900 (7,600)	2.3	2,000 (1,300)	3,100 (2,000)	1.5
20歳 (1990年生) [2055年度時点で換算]	5,900 (3,600)	13,600 (8,300)	2.3	13,600 (8,300)	2.3	2,300 (1,400)	3,500 (2,200)	1.5
15歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	6,800 (3,900)	15,500 (9,000)	2.3	15,500 (9,000)	2.3	2,700 (1,500)	4,000 (2,300)	1.5
10歳 (2000年生) [2065年度時点で換算]	7,700 (4,200)	17,600 (9,700)	2.3	17,600 (9,700)	2.3	3,000 (1,700)	4,600 (2,500)	1.5
5歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	8,700 (4,600)	19,900 (10,400)	2.3	19,900 (10,400)	2.3	3,400 (1,800)	5,200 (2,700)	1.5
0歳 (2010年生) [2075年度時点で換算]	9,800 (4,900)	22,500 (11,200)	2.3	22,500 (11,200)	2.3	3,900 (1,900)	5,800 (2,900)	1.5

(注)それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。
()内はさらに物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割引引いて表示したもの。

世代ごとの給付負担倍率の推移



B. 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の財政運営について、次の問に答えなさい。

(問) 近年の運用環境の悪化を受け、大幅な掛金の引上げが見込まれるような財政状況の悪化している総合設立の基金が今後どのような方策をとるべきか、また、総合設立の基金の財政健全化のために今後どのような法整備等の見直しが必要か、アクチュアリーとしての立場から所見を述べなさい。

以 上

年金2解答例
【 第 I 部 】

問題1.

(1)	設問	正誤	正しい内容
	ア	×	「指定年金数理人による確認」 → 「定期的な財政運営の見直し」
	イ	×	「通算企業年金事業」 → 「支払保証事業」
	ウ	○	
	エ	×	監事は代議員会において設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ1人ずつ選挙される
	オ	×	選択一時金及び脱退一時金の支給の停止を行っている場合に限る

(2)	①	業務報告書	②	責任準備金
	③	最低積立基準額	④	支払備金
	⑤	年金経理		

(3)	①	上乗せ部分の最低積立基準額	②	公平かつ合理的
	③	加入員拠出	④	給付の現価相当額
	⑤	標準的な退職年齢		

問題 1. (2枚目)

(4)	①	(B)	②	(H)
	③	(O)	④	(N)
	⑤	(N)		

(5)	①	(S)	②	(O)
	③	(U)	④	(I)
	⑤	(D)	⑥	(P)
	⑦	(M)	⑧	(B)

問題 2.

(1)

①

(7号方式)

厚生年金保険法の定めに従い、各人別に支給停止額の判定を行う方法

(8号方式)

支給開始年齢に到達したもののうち、昭和60年改正法附則第84条第4項の政令で定める率を乗じた額が支払対象となる（即ち「1-昭和60年改正法附則第84条第4項の政令で定める率」を乗じた額が支給停止となる）と仮定して算出する方法

②

(7号方式)

個々の受給権者について、国の支給停止状況が最低責任準備金に反映されるため、代行メリット・代行デメリットが生じず、給付面での中立化を図ることができる。しかしながら、様々な情報を入手する必要があり、算定のためには多大な労力を要す。

(8号方式)

国の支給要件を満たす者に対し、国の平均支給率を乗じて代行給付相当額を求めるため、基金の実態と乖離する可能性があり、代行メリット・代行デメリットが生じる要因となりうる。

7号方式に比べ、算定のための労力は少なく済む。

問題2. (2枚目)

(2)

①

次のいずれか大きいほうの額。

- ・当該特定基金の加入員および加入員であった者が加入員でなかったときに年金特別会計の厚生年金勘定の積立金が増加する額として、基金が設立された日から解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額から支出に相当する額を控除し、各年の前年度における年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用実績に基づいた率による利子を付加した額
- ・当該特定基金の年金給付等積立金の額

②

次のいずれの要件にも該当すること。

- ・申出日の属する月前2年間に於いて法令に基づき算定された掛金を徴収していたこと、または実際に徴収した掛金額が、平成21年度における全ての厚生年金基金の平均的な水準を上回っていること
- ・給付を抑制するために必要な措置を講じていること
- ・前事業年度において給付が掛金を上回っていること、または平成8年4月以降に代行保険料率が免除保険料率を上回ったことがあることもしくは設立から平成8年3月までに代行給付に要する掛金率が免除保険料率を上回ったことがあること
- ・設立事業所の事業主の経営の状況が悪化していること

③

設立事業所の事業主が事業を廃止した場合において、当該事業主が負担する必要があると認められる金額は、当該事業を廃止した事業主以外の解散時のすべての設立事業所の事業主において負担し、また、原則として、当該負担方法が解散時の各設立事業所の事業主の負担割合に応じて負担する等、一部の事業主の負担に著しい偏りが生じないようにすること。

問題2. (3枚目)

(3)

①

災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料の免除ができることとされ、厚生年金基金については、厚生年金保険料の支払を免除された設立事業所の事業主から申し出があった場合に、免除保険料相当額の納付を免除できることとされた。さらに、基金の判断で規約変更することにより、免除保険料相当額を超える部分の掛金又は徴収金を免除することができる。

②

免除保険料相当額だけ免除する場合には、代行部分については財政中立化が図られており、免除した免除保険料相当額だけ年金資産の増加が抑制されるものの、最低責任準備金の増加も同額だけ抑制されるため、財政的な過不足は発生しない。ただし、免除保険料相当額を超えて免除する場合には、免除保険料相当額を超えて免除した額がそのまま財政的には不足金の発生要因となる。

問題 2. (4 枚目)

(4) ①

純資産＝固定資産＋流動資産－支払備金－流動負債＝16,000

最低責任準備金にかかる積立水準＝純資産/最低責任準備金＝16,000/18,200＝0.87<1.05

最低積立基準額にかかる積立水準＝純資産/最低積立基準額＝16,000/22,000＝0.72<0.90

となり、いずれも必要な積立水準を満たしておらず、基準に抵触する。

②

・純資産額の最低責任準備金に対する比率に応じた額

純資産が最低責任準備金を下回る額 (2,200) / 5 + 最低責任準備金 / 200 = 531…a

・純資産額の最低積立基準額に対する比率に応じた額

(純資産が最低積立基準額を下回る額 (6,000) - 最低積立基準額 × 0.2) / 5 + 最低積立基準額 / 100
= 540…b

平成23年度における最低積立基準額の増加見込み額と、a又はbのいずれか大きい額 (540) 以上
純資産が最低積立基準額を下回る額 (6,000) 以下の額の合計額の範囲でかつ平成23年度の掛金の額を上回る額が特例掛金として拠出可能な範囲となるので、0以上4,999以下の範囲となる。

③

・回復計画を策定する方法

資産運用利回りは予定利率以下で定めることができるが、資産運用利回りを最低責任準備金の付利率や最低積立基準額の予定利率と著しく乖離した設定をした場合、回復計画と実際の推移が乖離することになる。

特に資産運用利回りを大きく設定した場合、財政の見通しを著しく楽観的に見積もることとなり、給付のために必要な掛金手当てが遅れ、給付に支障が出る可能性もある。

・積立水準に応じた掛金を拠出する方法

最低積立基準額の一部である最低責任準備金は国の運用利回りの影響を大きく受けるため、毎年の要拠出額が大きく変動する可能性がある。

【 第 II 部 】

問題 3 - A.

【解答のポイント】

「世代ごとの給付と負担の関係について」は、以下の点を踏まえ論点整理すること。

- ・給付負担倍率は若い世代ほど小さくなる傾向があるが、若い世代においても給付が負担を下回ることはない。
- ・世代間による差が生じているのは、公的年金の目的達成のため、拠出期間終了後に給付の実質価値維持のための給付改善が行われてきたことが主な原因である。
- ・世代間の差が年金改革の議論の一つに挙げられているが、公的年金の役割に留意することが必要。

また、所見については受験者自らの考えを表明し、それに対して合理的な根拠を示すことができなければ可とする。

【模範解答例】

まず、この表を縦に見ていくことにする。厚生年金では、保険料負担額は70歳の900万円から若くなるにつれて増加していき0歳では9,800万円となる一方で、年金給付額は70歳の5,500万円から若くなるにつれて増加していき0歳では2億2,500万円となる。ただし、これらの額は各々の世代の65歳時点での額となっているから、価格の価値が異なっているため、絶対額での比較は意味をなさない。この表では、物価上昇率により価格の調整を行うことがなされており、これを用いると、それぞれの額は900万円、4,900万円、5,600万円、1億1,200万円となる。

こうした状況下で、各々の世代の拠出と給付の関係を見てみる。まず、保険料負担額と年金給付額の差を物価上昇率により調整された後の額で見ると70歳で4,700万円、65歳で3,800万円と50歳の3,300万円まで逡減していき、その後増加に転じ45歳では3,500万円、0歳では6,300万円となっている。また、保険料負担額と年金給付額の割合では70歳で6.5倍であるものの若くなるにつれてこの割合は低下していき0歳では2.3倍となっている。

国民年金においては、保険料負担額は70歳の300万円から若くなるにつれて増加していき0歳では3,900万円となる一方で、年金給付額は70歳の1,300万円から若くなるにつれて増加していき0歳では5,800万円となる。物価上昇率により価格の調整では、それぞれの額は300万円、1,900万円、1,400万円、2,900万円となる。さらに、各々の世代の拠出と給付の関係は、物価上昇率により調整された後の保険料負担額と年金給付額の差で見ると70歳で1,100万円、65歳で900万

円と40歳の500万円まで逡減していき、その後増加に転じ35歳では600万円、0歳では1,000万円となっている。また、保険料負担額と年金給付額の割合では70歳で4.5倍であるものの若くなるにつれてこの割合は低下していき0歳では1.5倍となっている。

いずれにしても、厚生年金及び国民年金において各世代も保険料負担額を上回る年金給付を受けることとなることがわかる。しかしながら、保険料負担額と年金給付額との関係は世代によって異なっており、特に保険料負担額に対する年金給付額の割合、いわゆる給付負担倍率では、世代が若くなるにつれてその値が低下していく傾向が、厚生年金、国民年金ともに見られ、世代間の差が生じていることが見て取れる。

こうした、世代間の給付負担倍率の差が生じる要因としては次のようなことがあげられる。まず、戦前から制度がある厚生年金においては、戦後の混乱期のインフレーションの影響により保険料率を暫定的に大幅に引き下げたため、保険料率を段階的に引き上げることとなり若い世代がより多くの負担をする構造となった。これに加え、その後、公的年金の機能強化として給付の賃金・物価スライド制を導入したことにより、古い世代の給付負担倍率が高くなることとなった。この結果、古い制度の加入期間が長い世代ほど給付負担倍率が高くなる傾向がでることとなった。0歳や5歳という保険料水準や給付水準が一定となっている期間の加入期間が長い者については、寿命の違いにより多少の変化があったとしても給付負担倍率はほぼ同様のものとなる。以上のような構造により、給付負担倍率は世代が若くなるにつれて低減し、一定水準に落ち着くこととなる。

また、国民年金においては、厚生年金と異なり戦後の混乱期を経た後の高度成長期に制度が発足したため暫定的な保険料の設定が行われなかったこともあって、制度発足後に行われた物価スライド等による給付水準の引き上げが古い世代の給付負担倍率が高いことの主な要因となっている。そして、厚生年金と同様に、0歳や5歳という保険料水準や給付水準が一定となっている期間の加入期間が長い者については、寿命の違いにより多少の変化があったとしても給付負担倍率はほぼ同様のものとなる。以上のような構造により給付負担倍率は厚生年金と同様に、世代が若くなるにつれて逡減し、一定水準に落ち着くこととなる。

厚生労働省では、どの世代も給付負担倍率が1を下回ることがない、すなわち受け取り年金額が払い込んだ保険料額を下回ることはないことを主張しようとして、こうした試算を行ったように思えるが、実際の年金に関する議論では、世代間の差が生じていることが問題にされている。公的年金の目的は、老後の所得保障の支柱となることであるが、このためには、経済変動の中で年金の実質価値の維持を図っていくことが必要となる。これは、賃金スライドや物価スライドにより達成されるが、これらのスライドによりいわゆる後発債務が発生することから、事前積立により財源を賄うことは非常に困難である。こうしたことから、公的年金は、その年の給付をその年の現役世代の負担で賄う賦課方式により財政運営を行っている。

年金の実質維持を図るため賦課方式に基づき機械的に給付改善を行う場合、少子高齢化が進展する社会においては、現役世代や将来世代の負担が過重なものとなる。老齢世代と現役世代の負担のバランスを考慮する上で、給付負担倍率の世代間比較は重要な地位を占めているものと考えられる。すなわち、少子高齢化が進展する社会においては、年金の実質価値を維持するために、現役世代や将来世代の負担が避けられない以上、負担する側の納得が得られるような給付改善のあり方が求められるようになってきており、公的年金では、可処分所得スライドの導入に始まり、既裁定物価スライド制の導入やマクロ経済スライド制の導入が行われてきた。こうした背景には、世代間に広がる給付負担倍率の差の存在があったものと考えるのが自然である。

年金改革の議論の中では、世代間の差の解消のために財政方式を積立方式に変更すべきと言う意見もあるが、公的年金は事前積立方式がなじまない給付の仕組みを有していることや、積立方式においても利差損、死差損といった後発債務の発生が避けられず、これを現役世代や将来世代が負担すれば、世代の違いによる負担の差が生じることは不可避であり、さらに、賦課方式から積立方式へ移行することは老齢世帯を扶養しつつ自らの年金のための負担も行うという、いわゆる二重の負担の問題も発生することから、近年では公的年金を積立方式で運営せよと言う主張はかなり少数派となってきた感がある。公的年金の財政について国民的理解が深まってきていることの証左であろう。こうした点にも、厚生労働省の公表した給付負担倍率の役割は大きかったものといえよう。

問題 3 - B.

【解答のポイント】

総合設立の基金が今後とるべき方策については、現在の総合設立の基金がどのような環境下に置かれているか十分分析され、本来あるべき財政運営の姿と、基金の現状との乖離を埋めるにはどうしたら良いか論理的に示しながら、有効と考えられる方策について言及できていれば可とする。具体的な方策としては、例えば以下の観点が考えられる。

- ・ 予定利率を達成可能な運用利回りの水準まで引き下げる
- ・ 掛金の引上げに対し財政運営上認められている様々な償却方式の活用
- ・ 運用リスクの抑制
- ・ 給付の減額
- ・ キャッシュバランスプラン等、財政が安定しやすい制度への移行
- ・ 合併によるスケールメリットの活用
- ・ 特例解散スキームの利用

また、財政状況の悪化している基金の財政健全化のための法整備等の見直しに関しては、受験者自らの考えを表明し、それに対して合理的な根拠を示すことができていると見なされる。

例えば、以下のような見直しが見られる。

- ・ 最低責任準備金の代行給付相当額の計算で用いている 0.875 倍をより実態に即したものに直す。
- ・ 継続基準だけでなく、非継続基準の最低責任準備金についても期ズレの解消を行う。
- ・ 最低責任準備金の付利利率である厚生年金本体の運用利回りを完全に時価評価したものに直す。
- ・ 最低積立基準額の計算方法を見直した上で、非継続基準の財政検証方法も見直す。
- ・ 予定利率引き下げを誘導するための特例措置を設ける。
- ・ 給付現価負担金の交付基準を緩和する。
- ・ 開放基金方式で算定している代行保険料率の算定方法を見直す。

【模範解答例】

総合設立の厚生年金基金は、単独で年金制度を持つことが困難な中小企業に対して、同業種・同地域の企業が集合し、共同で基金を設立することで、厚生年金本体の給付に上乗せして終身にわたる給付を行い中小企業の老後所得の充実に非常に大きな役割を果たしてきた。しかし、近年の運用環境の悪化や成熟度の高まりにより、財政状況が大きく悪化する基金が増加するばかりでなく、やむを得ず解散を選択する基金や、設立事業所の任意脱退も多く発生するなど、基金の持続可能性やその意義が改めて問われることとなっている。

本来であれば、基金は財政運営基準により、適正な年金数理に基づく主体的な財政運営を行い、財政の健全性を確保することが求められるが、事業所の掛金負担能力の低下や、事業所間で掛金の負担能力が異なることから、財政運営に関する意思決定が難しく、年金財政が悪化する中においても、多くの基金で掛金引上げなどの対応が先送りされてきた。

近年の基金の財政悪化の原因や、基金が抱える課題には主に以下の点が挙げられる。

- ・加算部分の予定利率が高く、実際の運用利回りが予定利率を下回り、財政上不足の発生要因となっていること
- ・代行部分は財政中立化がなされているにもかかわらず、基金が取りうるリスクを超えたハイリスクな運用となっており、下方リスク顕在化時に大きく財政が悪化すること
- ・成熟度の高まりや加入員数の減少により、予定していた特別掛金収入が見込めず、財政上不足の発生要因となっていること

これらの財政運営に関する課題を解決し、財政の健全化に向けて舵を切るためには、アクチュアリーとしての知見と経験を活かした積極的なアドバイスと関与が求められる。多くの基金では、基金財政の悪化を受け、これまでに発出された財政運営の弾力化措置を適用しながら可能な限り掛金の引上げを先送りしているのが現状である。まずは、事業主に対し、上記に掲げたような基金が抱える構造的な課題への理解を求め、中長期的にみて安定的な財政運営ができるよう、財政健全化に向けた取り組みの必要性を基金全体で認識することが重要となる。

具体的な財政健全化策として、まずは、達成可能な運用利回りの水準まで予定利率を引下げることを検討したい。予定利率の引下げにより掛金は増加することとなるが、運用利回りと予定利率の乖離を放置することは、結局のところ掛金引上げを先送りしているに過ぎないため、積極的に検討を促すことが必要である。このとき発生する不足金についても、現行では最大20年償却による特別掛金の設定が可能であるが、可能な限り早期に償却することが望ましい。また、加入員数や将来の給与水準の変化により、特別掛金収入の見込みが安定しないことが想定される場合には、定額償却の採用や、今般可能となった将来の掛金収入見込みの変動を織り込んだ掛金率の設定についても検討したい。なお、急激な掛金負担の増加を緩和する必要がある場合には、特別掛金の段階的引上げを採用することも考えられる。

しかしながら、現時点で基金の財政状況が著しく悪化している場合には、基金の各事業所の負担能力を大きく超えるような掛金負担が必要となることも多いと考えられる。このような場合は、受給権保護の観点から望ましくないものの、基金の持続可能性を高めるために給付の減額も併せて検討すべきである。また、給付減額にあたっては、単に給付水準を引き下げるだけでなく、減額後の制度が長期にわたり安定的に運営されるようキャッシュバランスプランを導入し運用リスクを抑制することが可能な制度に組み替えることや、基

金の存続のために真にやむを得ない場合には受給権者に対する減額も検討する等一步踏み込んで検討する必要がある。その他、人員構成、財政状況や給付水準に大きな相違のない他の厚生年金基金との合併について実現の可能性があり、基盤の安定化による財政健全化の効果が期待できるのであれば、基金の合併についても積極的に検討していくべきである。

財政状況の悪化している総合設立の基金は、まずは上記のような現状の仕組みの中でとりうる方策を検討し、実施していく必要があるが、財政健全化をさらに図るためには、各基金の努力によるものだけでなく、以下に述べるような今後の法整備等により仕組み自体を見直すべきものも多いと考える。

① 最低責任準備金の代行給付相当額の計算方法の見直し

最低責任準備金のころがし計算に用いる8号方式による代行給付相当額は、支給停止割合を考慮して0.875倍した額を用いている。この0.875倍は国庫負担の比率に由来したもので、過去から長期にわたり同一の率が用いられており、現在の支給停止割合の実態と大きく乖離している可能性がある。特に基金設立から長期間経過している基金は年金受給者を多く抱えており、この乖離が年金財政に大きな影響を受けているものと考えられる。現在、この0.875倍は年金受給者の年齢にかかわらず一定の率を使用しているが、実際には高年齢の年金受給者ほど支給停止されにくいいため、高年齢の年金受給者を多く抱える基金については、代行給付相当額を実態よりも小さく計算していることにより、結果的に最低責任準備金が大きく計算されている可能性がある。従って、この0.875倍の率を最新の支給停止割合の実績に基づき見直すとともに、支給停止割合が年齢によって大きく異なることを踏まえ、年齢別に率を設定するよう見直すべきである。また、各人別に支給停止額を判定して代行給付相当額を計算する7号方式も採用できることとされているが、支給停止額を各人別に判定するためには様々な情報を入手する必要があること、また、実際に入手できた場合であっても、財政決算においては必ずしも国の記録と基金の記録が一致しているわけではないため実務上の整理が必要となることにも留意が必要である。

② 非継続基準の最低責任準備金の期ズレ解消

代行部分にかかる債務は、最大1年9カ月の期ズレのある非継続基準上の最低責任準備金と、期ズレを解消した継続基準上の最低責任準備金（継続基準）とを併用しているが、代行部分の財政中立化を徹底するためには、厚生年金本体利回りと基金の運用利回りとが完全に公平に対応する仕組みとするべきであり、解散時に使用する非継続基準上の最低責任準備金についても期ズレの解消を行うよう見直すべきである。

③ 最低責任準備金の付利利率の見直し

最低責任準備金は、平成11年10月以降、厚生年金本体の運用利回りによって付利され

ているが、財投債部分については、満期保有を前提に取得原価法により評価された運用利回りを使用している。実際に基金が解散する場合には、時価評価額により返還されることを勘案すると、このように計算された運用利回りを最低責任準備金の付利利率に使用することは合理的でない。従って、さらなる代行部分の財政中立化を図るためにも、最低責任準備金の付利利率は、財投債部分についても時価評価した場合の運用利回りを適用するよう見直すべきである。

④ 非継続基準の財政検証の見直し

非継続基準の財政検証においては、最低責任準備金の積立比率と最低積立基準額の積立比率の両方を検証し、基準を満たさない場合には、掛金の見直しを行うこととされているが、実際、最低責任準備金のみ確保すれば解散できるように規約に定めている基金が大半であり、財政検証で求められる積立水準と実際の解散時に求められる積立水準とに不整合が生じている。また、継続基準は満たしているものの、非継続基準においては大幅な掛金の引上げが必要となることもあり、あくまでも制度の継続を前提に運営している基金にとって、非継続基準の財政検証はやや理解し難いものとなっている。さらに、非継続基準の債務として使用される最低積立基準額は、その概念や計算方法がわかりにくいことも、非継続基準の財政検証に理解が得られにくいことに繋がっている。非継続基準の財政検証は、受給権保護をより確実にするために引き続き必要なものではあるが、確保すべき額である最低積立基準額はより広く理解されるものに見直すべきであり、さらにはその見直された最低積立基準額に対して、どのような積立基準を要請するかについても、継続基準との整合を図りながら見直すべきである。また、非継続基準の対応方法として回復計画による方式が廃止される見込みだが、財務諸表などからは一時点の静態的情報しか得られないため、動態的な情報が得られる回復計画は、制度運営上有用なものであり、運用利回りの前提条件など適切に見直した上で、今後も継続すべきと考える。

⑤ 予定利率引き下げ時の特例措置

継続基準においては、依然として高い予定利率を採用していることが問題である。現状、継続基準よりも非継続基準の方が厳しくなりがちなのは、継続基準の予定利率を高く設定しているためであり、基金が過大な運用リスクを負っていることも高い予定利率を採用していることに一部起因していると考えられることから、速やかに予定利率を引き下げる政策的誘導が必要である。例えば、予定利率引き下げによる後発債務は20年以上での償却を可能にしたり、当該後発債務のうち一定水準までは不足金として留保することができるようにしたりするなど、予定利率の引き下げのインセンティブが働く措置が求められる。

⑥ 給付現価負担金の交付基準の緩和

基金は代行部分の債務として最低責任準備金を認識すればよいが、実際に代行部分の給付

を賄うためには過去期間代行給付現価に相当する年金資産が必要であり、この差額は給付現価負担金として交付が受けられることになっているが、現在は、最低責任準備金が過去期間代行給付現価の2分の1を下回ったときに、はじめて、その下回った額の5分の1が交付される仕組みとなっており、給付現価負担金が適切な時期に適切な金額だけ交付されていない状況である。

給付現価負担金は最低責任準備金のころがし計算においても加算されるため、基金の財政に直接的に影響するものではないが、現在のように給付現価負担金が遅れて交付される仕組みであると、特に成熟度の高い基金は年金資産の大幅な減少がさけられず、運用環境改善時の回復力を低減させてしまう恐れもあるため、給付現価負担金の交付基準の緩和が必要である。

以上の通り、総合設立の基金が、引き続き、中小企業を中心とした企業年金制度として、公的年金を補完する老後の所得保障としての役割を果たしていくためには、各基金においてこれまで以上の努力が求められるだけでなく、同時に法整備等の見直しも行っていく必要がある。このような難しい局面において、アクチュアリーは年金数理の専門家として、基金の主体性を尊重しつつも、基金の財政運営についてこれまで以上に積極的に助言を行うことが求められており、各基金が財政健全化に向けて具体的改善措置を検討し、実際に具体的改善措置を実施していく中で重要な役割を果たしていく必要がある。